



Vol.150

トクちゃん新聞

5月号

3キロほど体重
増えました。

令和2年5月12日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail: info@ft-tax.com

◆ こんな時だからこそ

徳野



緊急事態宣言が延長されました。社員の感染リスク軽減のため、**出勤:在宅勤務=1:4**とします。在宅勤務でも予想以上にスムーズに業務を進められていますが、それでもいつも通りとはいかず、人にもよりますが**作業効率は通常の60~80%程度**というのが実情で、**その分、賃金コストは増えそう**です。



在宅勤務の**メリット**は、通勤時間がなくなること、**家族との時間が増える**こと。

デメリットは、**周囲の仕事ぶりが見えない**こと。上司→部下はもちろん、部下→上司も見えず、仕事の仕方を**「盗む」機会**がなくなります。また、周囲のフォローに**気づけず**、仕事が出来ているように**勘違いする社員**も出てきかねないとも思います。

個々の相談は、WEB等で空間的な距離はあっても**内容を「密」**にして、盗まず教えてもらったらいいと思います。また、交代で週1出勤しますがその際に、在宅勤務している人のフォローをします。そのことで、いつもは**逆にフォローされている**ことに気づいてくれると、期待したいです。



社外に目を向ければ、いつも通りいろんなサービスを提供してくれている人たちもいます。不自由な状況になった今こそ、**普段なら当たり前のことがいかにありがたいことであるかを感じ、感謝する人になりたい**な、と思います。

◆ 役員報酬の期中減額について

小笠原



既にご存知のように、役員報酬は税務上、損金計上するための条件があり、通常は改定期（期首から3ヵ月）以外の期間に役員報酬の改訂をすると損金算入することができません。（これは利益調整に使われる恐れがある為です。）

一方で、今回のような新型コロナウイルスの影響により**経営状況が著しく悪化**した場合や、緊急事態宣言による影響で御社を取り巻く経営環境が著しく悪化し、役員報酬の減額等の経営改善策を講じなければ、**客観的な状況から判断して急激に財務状況が悪化する**可能性が高い場合など、やむを得ず役員報酬を減額せざるを得ない場合もあるかと思えます。

この場合は、業績悪化改訂事由による改訂に該当し、**改訂前の役員報酬、改定後の役員報酬のいずれについても定期同額給与に該当し損金計上することが可能**です。



新型コロナウイルスの影響により、役員報酬の減額をご検討される場合は弊社スタッフまでご相談ください。

◆ 持続化給付金（経産省／事業者向け）

廣島



Mykomonをお使いのお客様には、お知らせをしていますが、お使いでない方にはお伝えができてませんので、少し遅い情報提供ですが、トクちゃん新聞でも持続化給付金を取り上げます。

対象は、コロナウイルス感染症の影響で前年同月比の売上が50%以上減少している事業者です。

早く給付ができるように、電子申請のサイトが5月1日より開設されました。<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

必要書類・要件についても良くまとまっていますので、ご参考ください。

電子申請ができない方は、申請サポート会場が開設される予定ですので、情報をお待ちください。



◆ 特別定額給付金（10万円の給付）（総務省／個人向け）

市町村から順次、申請書が送付されます。（大阪市はネット申請を準備しているようです。）一律の10万円ですので、支給を受けても生活資金が不足する方は、社会福祉協議会で少額貸付の制度もあります。首相官邸HPで「困りごと、不安」に応じた支援情報がまとまっていますので、そちらもご確認ください。また、影響があまりなく、「10万は必要ないよ」という方の場合は、大阪府がふるさと納税で『大阪府新型コロナウイルス助け合い基金』という取り組みをしています。給付金の受取りをされて、ご寄付に活用いただくのはいかがでしょうか。

◆ 税務スケジュール(5月)

5月11日(月)

・4月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

6月1日(月)

- ・4月分 社会保険料の納付
- ・3月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・9月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・6月・9月・12月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・自動車税・軽自動車税の納付

5月15日(金) 所得税の振替納税

5月19日(火) 個人事業者の消費税の振替納税

● 労働保険の年度更新

5月末日ごろ「労働保険料申告書」がお手元に届きます。申告・納付期間は6月1日(月)～7月10日(金)です。期限内のお手続き・納付をお願いいたします。

● 住民税の特別徴収税額の通知

5月末までには「特別徴収税額の決定・変更通知書」が届き、6月分より住民税徴収税額が変更となります。端数の関係で、7月分も金額変更がありますのでご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には、納税猶予が認められる場合があります。

喜多



◆ Excel VLOOKUPの進化系!? XLOOKUP関数のご紹介

データベースをエクセルで取り扱う時に非常に便利なのが、VLOOKUP 関数です。

その進化系ともいえる XLOOKUP 関数が、Office365版Excelのアップデートで登場しました。

※『Excel2019』等のパッケージ版では未対応のようです。

| | ① A | B | C |
|---|-----|-----|------|
| 1 | 品番 | 名前 | 単価 |
| 2 | Z-あ | 部品① | ¥100 |
| 3 | Z-い | 部品② | ¥150 |
| 4 | Z-う | 部品③ | ¥200 |

【XLOOKUP関数の使用例】

左下の表で

品番『Z-う』の商品の『単価』が知りたい場合、

= XLOOKUP ("Z-う", A:A, C:C)

※A:AはA列全体、C:CはC列全体です。

と入力すると、¥200 と返ってきます。

処理としては、こんな感じです。

- ① Z-う を A列 から探す
- ② 見つけたセルと同じ行の C列 の値を返す。

たとえば、請求書をエクセルで作成するときに、品番や名前を入力したら、データベースから単価が自動入力されるような請求書を作成することも可能です！従来のVLOOKUPよりも簡単に使えます。是非お試しください。

大熊



◆ テレワーク助成金の対象経費が見直されました！

4月28日より、「働き方改革推進支援助成金」新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースの対象経費が見直されました。

【見直された対象経費】

- ・受け入れている派遣労働者がテレワークを行う場合も対象
 - ・シンクライアント端末(パソコン等)の購入費用
 - ・パソコンやルーター等のレンタル・リースの費用(※)
- ※2月17日～5月31までに利用し、支払った経費に限られます。

【助成の対象となる事業の実施期間】

- ・令和2年2月17日～5月31日
- ・計画の事後提出が可能になり、2月17日以降の取組で交付決定より前のもも助成対象となりました。

【対象事業主】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークを新規(※)で導入する中小企業事業主
- ※試験的に導入している事業主も対象となります。

詳しくは

①厚生労働省のリーフレットをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000625872.pdf>

②テレワーク相談センターへお問い合わせください。

0120-91-6479 平日9:00～17:00

<http://www.tw-sodan.jp/>

永山



◆ 未知との遭遇

廣島



3月には、体調不良により3週間ほどお休みをいただき、多方面にご迷惑をおかけいたしまして、影響が出てしまった皆様、大変申し訳ございませんでした。

結膜炎からの37度から37度5分程度の熱が続き、万が一コロナだったと思うものの、その程度の症状では検査を受けさせてもらえず右往左往しました。細菌性ではないから、ウイルス性だとは思われながら、抗生物質を処方され、効果がないことがわかっていても、まずは処方薬を飲み切ってください。様子を見てくださいとの、病院・保健所の指示に従うしかなく…たらい回されることに憤りましたが、今になって落ち着いて考えれば、情報が無い中では仕方がない対応だと思います。未曾有の出来事の最中では、何が正解かは全く分かりません。日々情報収集と、今 取り得る最善で乗り越えていきたいです。

◆ クイズ

岩佐



新型コロナウイルスの影響により業績が悪化したなどで従業員を休業させた場合に、その支払った休業手当の一部を助成する「雇用調整助成金」からクイズです。

① 対象となる従業員とは？

雇用保険に6ヶ月以上加入している従業員が対象

(答え) ×

今回の特例では、対象者を大幅に拡大し加入期間が6ヶ月未満や被保険者でない人も適用となります。新入社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト(学生)を休業させた場合でも、助成金給付の対象になります。

※今回の雇用調整助成金の特例措置の実施期間(緊急対応期間)は、2020年4月1日から6月30日までです。

